

第二章 知的財産ポリシー

I. 知的財産ポリシーとは何か

知的財産ポリシーとは、各公的試験研究機関における知的財産の創出・保護・管理および活用に関する基本的な考え方、理念を総括するものであり、公的試験研究機関として知的財産管理をどのように行うかの方向性を決めるガイドラインともいえます。また、公的試験研究機関における知的財産の取扱いの基本的な考え方について、研究機関の内外に分かりやすく示す機能も担うものです。

公的試験研究機関は一般に、支援、研究および連携の各機能を有しており、大学と共通の社会的使命を担っていますが、他方で、地域産業の高度化や地域に固有の課題解決を期待されており、大学とは異なる側面も有しています。

したがって、公的試験研究機関が知的財産ポリシーを策定するにあたっては、大学と同様の社会的使命を達成する観点と、公的試験研究機関固有の地域産業の振興を支援する観点とにまたがる広い視野をもって機関のあり方を検討することが必要です。

一方、多くの場合、公的試験研究機関の設置主体である自治体が知的財産戦略を定めており³、この戦略との整合性を保ちながら、すなわち自治体の他の機関の機能分担知的財産活動との連携を考慮しながら、公的試験研究機関として何をなすべきであるのか、積極的な役割を果たせるようなポリシーを策定することが必要です。

地域振興の観点では、公的試験研究機関が設置されている地域において必要とされている支援をどのように把握し、どのようなアプローチで支援を実行し、どのように支援の成果を評価するのか、また、支援を継続するための組織体制をどのように構築・維持するのか、といった基本的な枠組みを決定する必要があります。

支援の方向性を決める要因は、地域が抱える固有の課題、伝統産業の活性化、既存産業の高度化および新産業の創出など、さまざまであり、公的試験研究機関ごとに解決すべき問題は異なります。地域に根差し、地域の発展に資する固有の知的財産ポリシーを策定することが重要です。

知的財産に関する支援業務に関しては、「知的財産推進計画 2013⁴」でも、知的財産の流通促進を支援する専門人材の確保や中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実などへの言及があり、公的試験研究機関への期待は大きいといえます。

³ 知的財産基本法（平成14年法律第122号）第6条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。（最終アクセス日2016年3月1日）、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/hourei/021204kihon.html>

⁴ 首相官邸「知的財産戦略本部」（最終アクセス日2016年3月1日）、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>

Ⅱ. 知的財産ポリシー策定および見直しの留意点

知的財産ポリシーを新たに策定し、又は見直しを行う場合には、他の公的試験研究機関が策定している知的財産ポリシーをインターネットで検索し、情報収集することから始めると容易です。その場合、留意すべきは、参考とする公的試験研究機関の知的財産ポリシーをそのまま引き写しはできないということです。なぜなら、公的試験研究機関が支援する地域の環境・事情が異なるためです。

したがって、まず、その公的試験研究機関が知的財産の管理を行う目的を明確にする必要があります。一般的な公的試験研究機関の位置付け、基本方針、役割等を再確認したうえで、各公的試験研究機関が行う事業推進の目指すべき方向性を定めた基本方針に沿って、各公的試験研究機関が担っている支援機能、研究機能および連携機能に即した知的財産ポリシーの策定又は見直しを議論することになります。

このような議論を行う主体として、特別な検討チームを設けることは効率の面で優れていますが、機関の実態に即応するポリシーを策定するためには、全職員（研究員等含む）が自らの課題として議論に参加することが不可欠です。

例えば、研究機能の観点から、重点的に取り組む技術分野を定めている場合には、知的財産ポリシーもその技術分野における開発・支援の方向性に即した重点的な取り組みに対応する必要があります。ここでは、重点化の理念レベルだけでなく現場レベルでの具体的な取り組みが反映されたポリシーを策定し、見直すことが重要です。

また、知的財産ポリシーは、その策定や見直し自体がゴールになってはいけません。新たなポリシーを機関内に周知し実践に移すためには、職員（研究員等含む）に対する説明会や意見交換会などを繰り返し開催する必要があります。このような場における議論を通じて、職員の知的財産や知的財産管理に対する意識を高めることができます。このような継続的な取り組みにより、次の見直し時に、より適切な知的財産ポリシーにたどり着くことができます。

知的財産ポリシーを初めて策定する場合には、公的試験研究機関として知的財産を管理する目的、管理するための組織形態および管理の効果を意識することが重要です。すなわち、最終的にどのようなゴールを目指して知的財産を管理するのか（目的）、そのゴールにたどり着くためにどのような組織形態を持つのか（構成）、そして、どれだけゴールに近づいたのかをどのように確認するのか（効果）、について明確な方針を定めておくことが重要です。

知的財産ポリシーを策定する場合には、外部に公表することを前提とすることもあります。外部への公表内容は策定したポリシーの詳細にわたる必要はありませんが、当然ながら両者が矛盾するものであってはなりません。内部で作成した詳細なポリシーのうち、外部の理解を高めるために、内容を簡潔にまとめて公表するとよいでしょう。もちろん、すべての内容を公表することが望ましいのは言うまでもありません。

知的財産ポリシーを定めた後、具体的な知的財産活動計画を策定し実践した結果が想定外に思わしくない場合には、知的財産ポリシーが現場の実態と乖離している可能性がありますので、時期を見て総合的に見直すことが望ましいといえるでしょう。

参考：知的財産ポリシー紹介（広島県立総合技術研究所の知的財産ポリシー⁵）

【概要】

1 基本的な考え方

知的財産基本法の趣旨に則り制定した、総研知的財産ポリシーの基本的な考え方を示しています。

（一部抜粋）

広島県立総合技術研究所（以下「総研」という。）においても、この法律の趣旨に則り、県民、県内の中小企業者や農林水産事業者に対して、付加価値や競争力を持った地域イノベーションの創出及び県民の生活の安全と安心の実現に向けた危機事態への対応に関する研究開発や技術支援といった使命を果たすため、研究開発成果を県民の知的財産（権）として、最大限の権利化を図る、適切に管理する、また、その知的財産（権）を県民及び企業等のために活用するといった、いわゆる「創造」「保護」「活用」の知的創造サイクルを適切に機能させることが重要である。

2 定義

この方針における「知的財産」、「知的財産権」、「中小企業者」、「農林水産事業者」、「県内企業者」の定義を示しています。

3 研究テーマの設定

総研の研究テーマの方針を示しています。

4 知的財産等の権利化

国内・海外における権利化の視点等についての方針を示しています。

5 知的財産等の活用

知的財産の実施許諾方針等を示しています。

6 知的財産等の管理

知的財産の維持・管理に関する方針を示しています。

公設試知的財産アドバイザーの支援を受けた公設試活動

事例 1 知的財産を管理・活用する際の基本方針となる知的財産ポリシーの策定

当公的試験研究機関は、法人化に伴い各試験場が統合されたが、知的財産管理運営に関しては、各試験場個別対応にとどまっていた。当機関として統一した知的財産の取扱方針を策定し機関内で共有化を図るため、外部有識者からなる知的財産ポリシー検討委員会、研究本部職員からなるワーキンググループを設置した。

当機関の知的財産関係者は、知的財産ポリシー策定の経験はなく、また各研究本部が法人化前の知的財産活動や考え方を踏襲する中で、外部有識者の意見を取りまとめて、知的財産ポリシーを策定することに不安を抱えていた。

知的財産を尊重する基本理念を組織全体に浸透させ、適切な知的財産活動に結びつけることを意識した知的財産ポリシーの検討が必要であるという公設試知的財産アドバイザーの助言を念頭に置き、いくつかの第三者研究機関の知的財産ポリシーを参考にして知的財産ポリシー素案を作成し、検討委員会等での意見を取り入れ内容を充実させた。

同ポリシー策定の最終段階では、同アドバイザーから同ポリシーに準拠した知的財産活動実施に向け次年度予算（弁理士費用、普及活動費）の手当が必要であるとの指摘を受け、費用を計上した。

⁵ 広島県立総合技術研究所「知的財産ポリシーを制定しました」（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/chizai.html>